

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年10月30日（平成29年（行情）諮問第423号）

答申日：平成30年5月16日（平成30年度（行情）答申第58号）

事件名：特定年度における刑事収容施設法に基づく審査の申請に係る裁決書
（認容の裁決がなされたもの）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年度「審査の申請」（認容の裁決がなされた裁決書部分のみ）（特定矯正管区）（特定受付番号）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月24日付け仙管発第853号により仙台矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示決定部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

上記通知書、不開示理由とした部分は、法5条1号に該当しない部分があり、不当なのでその取消しを求める。

（2）意見書（別紙は省略）

ア 本件は、仙管発第853号平成29年7月24日付 行政文書開示決定通知書 一部不開示部分及びその理由から全部が不開示と解されることから行政文書の開示の実施を行わず審査請求をしたものである。

イ 対象文書について

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）157条1項各号に掲げられた刑事施設の長の措置に対する不服申立てであるが、別紙の措置に限定されるものであり、行政不服審査法を準用しているものである。

ウ 開示の妥当性について

（ア）法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書きに該当しないとしているが本件対象文書は審査申請書の認容に限定したものであり、

刑事施設及び受刑者には内容が公開されておらず、同様の事案が他の刑事施設で起きた場合、また同様の措置を行う可能性を排除できることから不開示部分には同号ただし書き口に該当する部分が存在すると思料される。

(イ) 法6条2項について

- a 事案年度及び事案番号，申請人の氏名，住所及び処分庁，申請日，裁決日については不開示が妥当だと思料され容認できる。
- b 理由説明書によると主文，審査の申請の趣旨及び理由，事実関係及び判断については可能な限り部分開示をしているとあるが，上記アのとおり，裁決書では不開示と解される。
- c 主文については別紙に対する裁決であり上記アを不開示としていることから個人を識別できる情報とはいえず，裁決の種類は限られていること及び認容となっている裁決書の開示請求なので，個人の権利利益を害するおそれは存在しないと思料される。
- d 審査の申請の趣旨については，別紙に記載されている施設の長の措置のみ請求できるものであり，上記アを不開示としていることから個人を識別できる情報とはいえず認容となっている裁決書の開示請求なので個人の権利利益を害するおそれは存在しないと思料される。
- e 上記イ判断は裁決書を作成する際個人情報等には配慮しており，上記アの部分を不開示としていることから個人を識別できる情報とはいえず認容の裁決書の開示請求なので個人の権利利益を害するおそれは存在しないと思料される。
- f 審査の申請の理由は，申請書に記載したとおりとは限らず別紙の措置でありその内容は限定的であり個人を識別することはできず認容となっている裁決書の開示請求なので個人の権利利益を害するおそれは存在しないと思料される。
- g 事実関係は全て不開示とされているが個々の事案内容によっては個人を識別する情報は含んでおらずまた認容の裁決書の開示請求なので個人の権利利益を害するおそれは存在しないと思料される。

(ウ) 法7条に該当することについて

本件請求は審査の申請の認容の裁決書の開示請求であり，この認容が裁決された場合，同一の措置を執れない等の法的効力を有しており，また，各刑事施設等ではこの認容の裁決情報を共有しておらず，他の施設において受刑者の不利益となる措置を執るおそれ等があり，懲罰等は執行が行われると法的利益が回復しない措置などの理由から法7条において不開示情報が記載されている場合であって

も公益上特に必要と認められる。

(エ) 以上のとおり、本件不開示部分については、いずれも法の規定する不開示情報に該当しないのですみやかに開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が、仙台矯正管区長（処分庁）に対し、法に基づき、行政文書開示請求書により開示請求を行い、処分庁が、平成29年7月24日付け行政文書開示決定通知書をもって開示決定を行った（原処分）行政文書「平成27年度「審査の申請」（認容の裁決がなされた裁決書部分のみ）」（特定矯正管区保有）（本件対象文書）について、その一部を不開示としたことに対するものであり、審査請求人は、原処分において不開示とされた情報には、不開示情報に該当しない部分がある旨主張し、当該不開示部分の開示を求めていることから、以下、当該不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の性質について

審査の申請とは、刑事収容施設法157条に基づき、同条1項各号に掲げられた刑事施設の長の措置に不服があるときに、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の庁に対し、不服を申し立てることができる制度である。審査の申請がなされると、当該矯正管区の長は、職権で、当該申請に関して必要な調査等を行った上で、できる限り90日以内に裁決をするよう努めるものとされている。本件対象文書は、平成27年度になされた裁決のうち、当該申請に理由があるとして認容の裁決を行った際に作成された裁決書である。

3 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書における不開示部分について

原処分においては、本件対象文書に記載された情報のうち、事案年度、事案番号、申請人の氏名、住所、処分庁、申請日、主文、審査の申請の趣旨及び理由、事実関係、判断及び裁決日が不開示とされている。

(2) 法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書に該当しないことについて

本件対象文書は、申請人が作成した審査申請書に係る文書であり、当該申請人の氏名等が記載されていることから、文書全体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、当該申請人を特定できるものに該当すると認められる。また、各不開示部分には、同号ただし書イないしハに該当する情報が記載されているとは認められない。

(3) 法6条2項に該当しないことについて

ア 事案年度及び事案番号について

不開示とされている事案年度及び事案番号を開示すると、年度及び番号の大小により、受付日が推測されることから、これらを部分開

示することはできない。

イ 申請人の氏名について

不開示とされている申請人の氏名は、法6条2項に規定する個人識別情報に該当するため、部分開示することはできない。

ウ 住所及び処分庁について

本件対象文書は、年度を限定し、さらに認容裁決事案に限定した結果、特定されたものであり、かかる極めて限定的な条件に鑑みると、住所又は処分庁を開示した場合、当該申請人と同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとっては、当該申請人をある程度特定することが可能になり、一般的に他人に知られることを忌避する性質の情報が、当該関係者に知られることとなり、当該申請人の権利利益を害するおそれがあるため、部分開示することはできない。

エ 申請日について

申請人がいつ申請を行ったかを推測されると、申請した被収容者が特定されることを含めて、個人の権利利益を害するおそれがあるため、これを部分開示することはできない。

オ 主文、審査の申請の趣旨及び理由、事実関係及び判断について

具体的な申請内容の記載（申請の趣旨・理由等）の不開示部分は、特定刑事施設において申請人がどのような措置を受け、それに対してどのような申請を行ったかを示す内容であることから、これらが開示された場合、申請した被収容者が特定されることを含めて、個人の権利利益を害するおそれがあるため、主文、審査の申請の趣旨及び判断については、可能な限り部分開示しているが、審査の申請の理由及び事実関係については、部分開示することはできない。

カ 裁決日について

上記2に記載したとおり、矯正管区の長は、審査の申請受付後、できる限り90日以内に裁決するよう努めるものとされていることなどに鑑みると、裁決日が開示された場合、申請日を推測することができるため、上記エに記載したのと同様の理由により、部分開示することはできない。

- 4 以上のとおり、本件対象文書における不開示部分については、いずれも法5条1号に該当することから、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月7日 審議

④ 同月22日 審査請求人から意見書を收受

⑤ 平成30年5月14日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定年度「審査の申請」（認容の裁決がなされた裁決書部分のみ）（特定矯正管区）（特定受付番号）」である。

処分庁は、本件対象文書中の「事案年度」、「事案番号」（一部）、「審査申請人の氏名」、「住所」、「処分庁」、「申請日」、「主文」（一部）、「審査の申請の趣旨及び理由」（一部）、「当庁の判断」の「事実関係」及び「判断」（一部）並びに「裁決日」（一部）の記載内容部分について、法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、意見書において「事案年度及び事案番号、申請人の氏名、住所及び処分庁、申請日、裁決日については不開示が妥当だと思料され容認できる」と記載していることから、上記の不開示部分のうち、「主文」（一部）、「審査の申請の趣旨及び理由」（一部）、並びに「当庁の判断」の「事実関係」及び「判断」（一部）の記載内容部分（以下、併せて「本件不開示部分」という。）の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書は、刑事収容施設法157条に基づいて申請人が行った審査の申請に係る裁決書の謄本であり、当該申請人の氏名が記載されていることから、全体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

そして、法6条2項の部分開示について検討すると、本件不開示部分には、当該申請人が、特定刑事施設においてどのような措置を受け、それに対してどのような審査の申請を行い、これを受けて、特定刑事施設が具体的な事実関係をどのように認定し、判断を行ったかを示す内容が、詳細に記載されていると認められることから、これらが公にされた場合、当該申請人である刑事施設の被収容者（元被収容者の場合もあり得る。）の権利利益を害するおそれがある旨の上記第3の3（3）オの諮問庁の説明は首肯でき、本件不開示部分につき、部分開示することはできない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

（1）審査請求人は、上記第2の2（2）ウ（ウ）のとおり、法7条に基づ

く公益開示を求めているが、本件不開示部分が法5条1号に該当し、部分開示することもできないことは上記2のとおりであって、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められず、法7条による公益上の理由による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史